

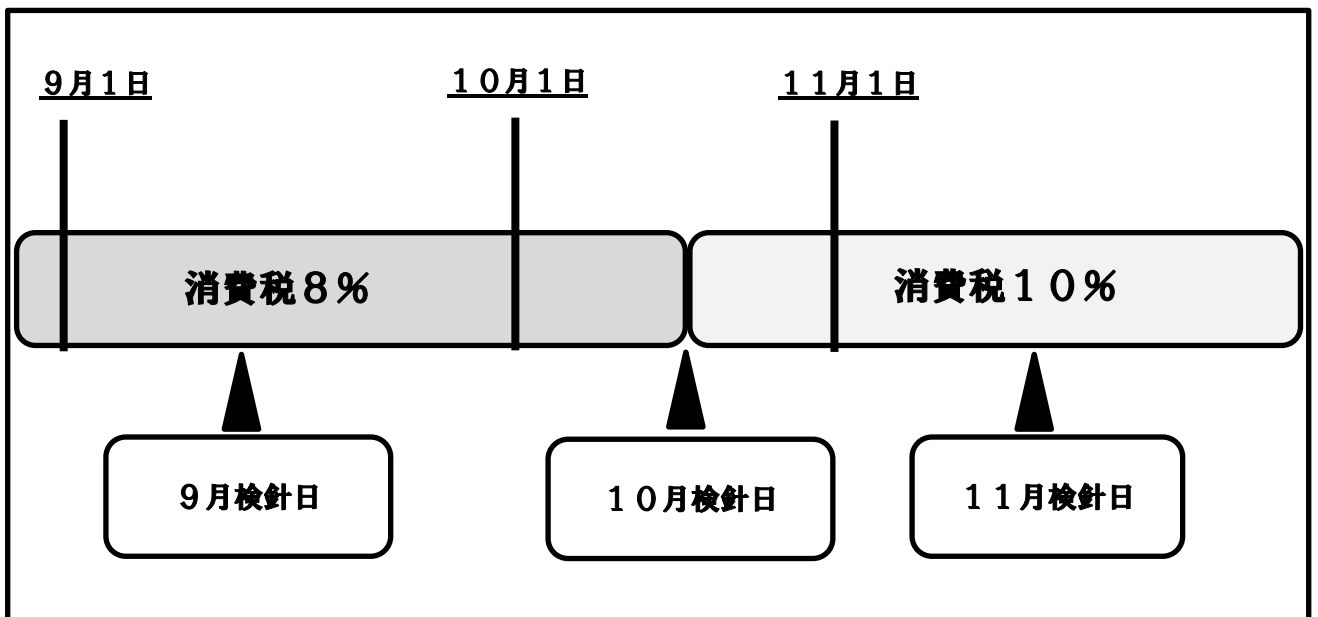
## 経過措置とは

令和元年9月30日以前から継続してガスをご使用いただいているお客さまには「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

### <対象>

令和元年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま

### ▼経過措置のイメージ図



※10月検針分のガス料金は8%の消費税が適用になります。